

許可申請書

正

(宛先) 宝塚市長 山崎 晴恵

令和4年12月26日

記載例

申請人住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号
 氏名 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○
 代理人住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号
 氏名 ○○ ○○
 電話番号 123 — 4567 — 8910

土地区画整理事業の施行地区内において、下記のとおり建築行為等を行いたいのので、
 関係図書を添付して土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を申請します。

記

土地区画整理事業の名称	宝塚市安倉上池地区土地区画整理事業
建築行為等の位置	宝塚市安倉北○丁目○○番○○号
建築行為等の土地面積	123.45 m ²
土地所有者の住所氏名及び土地使用承認欄	(住所) ○○県○○市○○丁目○○番○○号 (署名) ○○ ○○
許可を受けようとする建築行為等の種別 ※該当する種別の□に✓を記す	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の増築 <input type="checkbox"/> 工作物の新築 <input type="checkbox"/> 工作物の改築 <input type="checkbox"/> 工作物の増築 <input type="checkbox"/> 物件の設置 <input type="checkbox"/> 物件の堆積
建築行為等の用途目的	一戸建ての住宅
建築行為等の構造規模	(構造種別) 木造
	(規模概要) 床面積：140.00m ² 建築面積：80.00m ² 階数：2階
着工及び完了予定年月日	(着工予定) 令和5年2月15日
	(完了予定) 令和5年5月25日

土地区画整理事業施行者意見回答欄	
許可に係る支障の有無 (支障となる具体的な理由)	
許可に附すべき条件等	
その他特記事項等	
意見回答年月日	年 月 日
施行者名	宝塚市安倉上池地区土地区画整理組合 理事長 島川 勉 印

○西暦・和暦のどちらでも可
 ○市街地整備課へ提出した年月日を記入

宝塚市内であれば、県名の記入は省略可

○押印不要
 ○法人名を記入する際は、土地売買契約書等もしくは登記簿謄本に記載されている名称を記入すること。

代理人を立てない場合は、申請人の電話番号を記入

○保留地又は集約換地部分に建築行為等を行う場合は、住居表示を記入
 ○上記以外の場所に建築行為等を行う場合は、仮換地指定通知に記載されている
 街区番号及び画地番号を記入

建築行為等を行う敷地の面積を記入

○申請人と土地所有者が同一人の場合は記入不要
 ○押印不要
 ○署名は土地所有者が記入

該当する建築行為等の種別に✓を入れる

○建築行為等の用途目的が建築物の新築・改築・増築の場合は、別表から該当するものを選び記入。
 ○土地の形質の変更の場合は、その目的を記入。(宅地造成のため等)
 ○工作物の新築・改築・増築、物件の設置・堆石の場合は工作物もしくは物件の名称を記入。(塀等)

申請する建築物等の構造種別を記入(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、組積造等)

次に示す項目に対応した内容を記入
 1.土地の形質の変更
 切盛土等を行う土地の面積
 2.建築物の新築・改築・増築
 新築・改築・増築を行う建築物の床面積、建築面積及び階数
 3.工作物の新築・改築・増築
 新築・改築・増築を行う工作物の規模
 例) 擁壁及び塀の場合：高さ、長さ及び数
 煙突及び柱の場合：高さ及び数
 4.物件の設置・堆積
 設置・堆積を行う物件の重量
 ※その他記入するにあたり、疑義が生じた際は市街地整備課に相談すること

工事の開始予定年月日及び完了予定年月日を記入

別紙

許可申請書「建築行為等の用途目的」の記載例 【建築物関係】

用途種別	建築物の用途目的記載例
住宅	戸建住宅、長屋住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿
兼用住宅	記載例：〇〇兼用戸建住宅 ※〇〇には、兼用する用途を記載してください。
学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校
社会教育施設	図書館、公民館、集会所
宗教関連施設	神社、寺院、教会
保育施設	保育所、認定こども園
福祉施設	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設
温浴施設	公衆浴場
医療施設	病院、診療所 記載例：歯科診療所、眼科診療所 ※主たる医業を記載してください。
物販店舗施設	スーパーマーケット、コンビニエンスストア
サービス店舗	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋 洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店 銀行支店、損害保険代理店、宅地建物取次店舗
食品製造店舗	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋
飲食店舗	飲食店、食堂、喫茶店
塾・教室	学習塾、華道教室、囲碁教室
車庫・倉庫	自動車車庫、農業倉庫、備蓄倉庫
公共公益施設	巡査派出所、公衆電話所、郵便局、公園公衆便所、公園休憩所、バス停 税務署、警察署、保健所、消防署、行政施設
インフラ施設	電気通信交換所、電報業務取扱所 開閉所、変電所 バルブステーション、ガバナーステーション、特定ガス発生設備 液化石油ガス販売事業供給設備 水道事業ポンプ施設、公共下水道ポンプ施設 都市高速鉄道停車場、都市高速鉄道停留所 都市高速鉄道開閉所、都市高速鉄道変電所 熱供給事業施設

※ 用途目的の記載にあたり疑義がある場合は、宝塚市市街地整備課に相談してください。

※ 建築基準法及び地区整備計画に関する建築物の用途については、担当課に確認してください。